

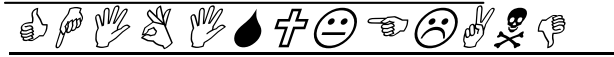
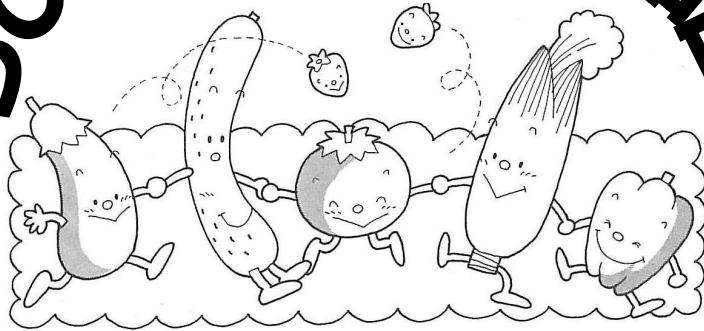
ちびすけランド共和国・訳
こ きょうわこく やく
けんりじょうやく

「子どもの権利条約」

1993年4月2日 共和国会議決定
きょうわこくかいぎけつてい

ちびすけランド共和国

★西千刈町こども会★



REPUBLIC OF

「子どもの権利条約」

1993年4月2日 共和国会議決定

1994年4月22日 日本政府批准 5月22日発効

前文

私たち「ちびすけランド 共和国」は、地球の今と明日のためにぼくたち「こども」は「こども」であることを宣言するとともに、すべてのこどもが、お家でしあわせに、のびのびとあたりまえに大きくなれるんだということを信じ、でも、それがむずかしいこどもたちが世界中のどこにでもいて、だからこそ地球上のすべてのこどもたちが大人と一緒に平和に生きてゆけることをねがって、つぎのとおり協定します。

〔第1部〕

第1条 こどもってセブンティーンまで。

このきまりでは、18才になったらこどもは大人になるんだよ。でも、このきまりをまもる国が、もっと早く大人になるよっていうきまりをもってる場合もみとめるよ。

第2条 みんな平等なんだ。

こどもだから日本人だからとか、外国人だからとかことばがちがうとか、お金をもってるとかもってないとか、うまれたところがここじゃないとか、男だとか女だとか、肌の色が黒いとか黄色いとか白いとか、そんなこと関係ないよ。みんなみんなひとりひとり、人間だよ、平等だよ。

第3条 こどもにいちばんいいことをして。

おなかをすかせている子、病気なのに病院にいけない子、ともだちとあそびたくてもあそべない子、戦争でころされてしまう子、いっぱいいるよ。でもね、大人のおとなのつごうでこどもをくるしめないで。こどもにいちばんいいことってなんだろうって、まっさきにかんがえて。

第4条 □先だけじゃやだ。ちゃんとやくそくはもって。

「子どもの権利条約」のきまりをまもるってやくそくした国の政府は、このきまりがちゃんとまもられるように法律をかえたり、しごとのやりかたをかえたり、できることはなんでもしなくちゃいけないよ、ちゃんとね。

- 第5条 おとな
大人はしっかりしてね。
こどもは親が好き。父さん母さんか、そのかわりの人にそだてられたい。
どんなえらい人からでも、よその人にめいれいされるのはいやだよ。だから、こどもがしっかり生きていくためには、まず、大人がしっかりしてね。
- 第6条 い げんき おお
みんな生きているんだ。元気に大きくなりたいんだ。
こどもだって、いっしょうけんめい生きている。生れたばかりの赤ちゃんも、元気に大きくなれるように政府はがんばってね。
- 第7条
こどもだって、じぶんのことをしるけんりがある。
じぶんの名前、じぶんの国、じぶんの親をしりたい。あたりまえに人間だもの、記号や番号でよばれたくないよ。こどもにちゃんと名前をつけて。
どこの国の子なのか、父さん母さんはだれなのか？こまっちゃうじゃない、わからなかったら？
- 第8条
ほんとうのじぶんのままでいいよ。
わたしはだあれ、ぼくはだれ？ぼくはぼくで、きみはきみ。世界中でたったひとりのじぶんはじぶん。そのままがいいんだ、まもってあげる。もし、ぼくやきみがじぶんでなくなっちゃいそうなことがあったら、ほんとうのじぶんのままでいられるようにしてあげる。だれだってほかの子になんてなりたくないよ。
- 第9条 おやこ
だれも親子をひきさけない。
親子をべつべつにしないで。もし、戦争なんかで生きわかれになっても、父さん母さんがどこにいるのか元気がどうかをしるけんりがあるよ。政府はしらべて、ちゃんとこどもにおしえなきやいけないんだ。
- 第10条 おや
こどもは親といつでもあえる。
もし、父さん母さんが外国にすんでいても、おたがいにあうためにいったりきたりできるよ。
- 第11条
かってにひっこしさせないで。
こどもをむりに外国につれてっちゃダメ。そんなことをされても、じぶんの国にかえるけんりがあるんだ。
- 第12条
こどもだって、じぶんのかんがえをいうけんりがある。
ぼくたちは、ぼくたちのことについてじぶんのかんがえをいいたい。
わたしたちのいけんをちゃんときいてね。
- 第13条
いろいろなほうほうで、じぶんらしさをあらわしていいんだ。

じゆうにはなしたり、字をかいたり絵をかいたり、おどったりうたったり、
いろんなことをして、じぶんらしさをあらわせるんだよ。でも、ほかの人に
迷惑をかけてはならないよ。

第14条 こどもだって、じぶんのことはじぶんできめていいんだ。
じぶんできんがえたり、いいわるいをきめたり、信じる宗教をえらんだ
りできるんだよ。

第15条 こどもだっていろんな人とグループをつくって、あつまってはな
しあったりできるんだ。
あの子たちとはあそんじゃダメ、なんておかしいよ。

第16条 こどももヒミツをもっている。
それをもってにのぞいたり、ほかの人にしゃべったりしないで。

第17条 いろんなことをするけんりがある。
テレビやしんぶんできせいのできごとをしりたい。こどもにもわかりやすいニ
ュースやしりょうをつくってほしい。それも、いろんな国の子にわかるコ
トバでかいてね。

第18条 親はきょうりよくしてこどもをそだてる。
こどものことは、父さん母さんまかせじゃいけない。親の生活がくるしい
ときは、政府がたすける。父さん母さんがはたらいているときは、こども
は保育園にはいれるよ。

第19条 親がこどもをいじめるなんて、ゆるせない。
父さん母さんがこどもをやたらぶったり、けったり、タバコの火をくっつ
けたりしたら裁判にうたえることもできる。こどもをセックスのあいて
にするのもほったらかしも、いじめているのとおなじことだよ。

第20条 さびしくなんかしないで。
父さん母さんやきょうだいとくらしなくなった子には、政府があたらしい
家族をみつけてくれる。

第21条 養子になるこどものこともかんがえて。
いろいろなわけがあって、ほんとうの父さん母さんとくらしなくて、よそ
のうちの子になることもある。そんなときは、裁判所でだいじょうぶかど
うかしらべてもらってからだよ。

第22条 じぶんの国からにげてきたこどもは、まもられる。

せんそう くに かぞく
戦争なんかでじぶんの国からにげてきたこどもは、家族といっしょでもひとりぼっちでも、たすけてもらえるよ。

第23条 びょうき しょうがい
病気や障害があっても、こどものけんりはおなじさ。
こころやからだに病気や障害があっても、ひとりの人間。あたりまえだよ
ね、差別はしないで。

第24条 けんこう
こどもは健康にいきるけんりがあるんだ。
びょうき て あか ちい こ し
病気になったらいちばんいい手当てをして。赤ちゃんや小さい子が死なな
いようにしなくちゃいけないって、世界中のすべてのこどもたちにやくそ
くするね。もう地球をよごさないで。

第25条 にゅういん
入院したら、きちんとみてもらえる。
どんなぐあいか、こどもにもちゃんとおしえてね。

第26条 せいふ
こまったときは、政府がたすける。
こどもだって、びょうき さいがい かね
こどもだって、病気になったり、災害にあったりしてお金にこまったときは、
とうぜんせいふがたすけるよ。

第27条 とう かあ せいかつ
こどもは、こころもからだのものびのびするけんりがある。
父さん母さんは、こどもの生活をまもらなくてはいけない。

第28条 しょう・ちゅうがっこう うえ がっこう
こどもには、べんきょうするけんりがある。
小・中学校にはだれでもみんな、ただでかよえる。もっと上の学校にも
すべてのこどもがかよえるようにおうえんするよ。それから先生は、こど
ものこころやからだをきずつけるようなしかりかたをしちゃいけないんだ。

第29条 ちきゅう おとな
しっかりした地球の大人になるように、べんきょうするんだ。
ひと ひと
人を人としてだいじにすることや、じぶんがじぶんらしくいきることをま
なぶのがべんきょうなんだ。どこの国の人ともなかよくできて、地球の空気
や水や 緑 をまもれるしっかりした大人になるんだ。

第30条 こ せいかつ
どんな子だって、じぶんたちの生活のしかたやコトバをまなぶけ
んりがある。
むかし くに ひと にほん
ずっとずっと昔からこの国でくらしてきた人たちのこどもも、日本にすむ
がいこくじん せいかつ
外国人のこどもも、じぶんたちのまもってきた生活のしかたやコトバをべ
んきょうするけんりがあるんだ。

第31条 あそぶことだって、やすむことだってぼくたちのもの。
こどもは、あそぶこともやすむことも何かをつくることもみることも、い
ろんなことにチャレンジすることもあたりまえにできるんだ。

第32条 こどもは、こきつかわれたり、あぶないしごとをさせられたりしない。

こころやからだをきずつけるしごとは、しなくていいんだ。

第33条 マヤクからこどもをまもって。
マヤクをこどもにつくらせたり、売ったり買ったりさせてはいけないんだ。

第34条 こどもをセックスのあいてにしないで。
女おんなの子も男おとこの子もおとなのオモチャじゃないんだから。

第35条 人ひとさらいなんかとんでもない。
こどもを売ったり買ったりなんか、この国くにのなかでも外国がいこくとのあいだでもぜったいにゆるさない。

第36条 こどもをくいものにしないで。
こどもを安いお金やすかねではたらかせて金かねもうけする人ひとや、グループからこどもをまもってあげる。

第37条 こどもを死刑しけいにしちゃだめなんだ。
こどもが法律ほりつをまもらなかったからといって、らんぼうなとりしらべをしたり死刑しけいにしたり、死ぬまで刑務所けいむしょにいれておいたりしてはいけない。もし、こどもが警察けいさつにつかまっても、家族かぞくとれんらくしたりあったりできるよ。

第38条 こどもを戦争せんそうにまきこまないで。
戦争せんそうでいちばんきずついたりころされたりするのは、こどもなんだ。15才さいにもならない子こをたたかわせないで。

第39条 ひどい目めにあったこどもがいたら…。
こころのキズ、からだのキズがはやくなおるようにしてほしい。

第40条 わるいことをしたこどもでも、ひとりの人間にんげんとしてたいせつにあつかって。
警察けいさつや裁判所さいばんしょは、こどもをしらべるときにはもっともっとちゅういぶかく、しんちょうにならなくちゃいけない。

第41条 こどもをだいじにするのはあたりまえ。
「子どもの権利条約」にかいていないことでもこどもをだいじにするのはあたりまえのことだよ。だって、だれだってみんなこどもだったんだから。じぶんがじぶんだったことはたいせつなことなんだから。

【第2部】

第42条 みんなにらせてね、ゆびきりゲンマン。

この条約じょうやくのことは、大人おとなにも子どもにもちゃんとらせてね。

第43条 やくそくまってるかな？…が委員会いいんかいのしごと。

国連こくれんのなかに「子どもの権利条約こ けんりじょうやく」の委員会いいんかいをつくるんだ。このきまりを
まもるってやくそくした国くにが、まえよりもっと子どもをたいせつにしてい
るかをしらべるのがしごと。世界せかいで10人。政府にんせいふは、だれかひとりをおの
委員いいんにすいせんできるよ。

第44条 ほうこくはきちんとね。委員長いいんちようより。

この条約じょうやくのすすみぐあいは、きちんとらせてくださいね。きまりをまも
るってやくそくしたら2年ねんいないにね。それからあとは5年ねんごとにらせて
てください。

こ けんりいいんかいいいんちよう
子どもの権利委員会委員長

第45条 ユニセフこくれんや国連こくれんだって「けんり」があるんだ。

この条約じょうやくがうまくすすむように、ユニセフこくれんをはじめ国連こくれんのなかまだって、
大人おとながそうだんするときはさんかできるよ。

【第3部】

第46条 「子どもの権利条約こ けんりじょうやく」っていいなって、どこの国くにもいえるよ。

第47条 口くちだけじゃダメ。ちゃんと「ひじゅん」しなくっちゃ。

いってるだけじゃダメ。「ひじゅんしょ」をちゃあんと国連事務総長こくれんじむそうちようにと
どけてよ。

第48条 だれだってさんかできるよ、子どもの権利条約こ けんりじょうやく！

どこの国くにでも「子どもの権利条約こ けんりじょうやく」にはいれるように、国連事務総長こくれんじむそうちようは
まってるよ。

第49条 20ヶ国こくと30日にちで！

この条約じょうやくは、20の国くにが「ひじゅん」すると、その30日目に地球にちめ ちきゅうのきま
り
になるんだよ。

第50条 なんだってよくかえていけるよ。

ちょっとでもいやだったらよくなるようにかえようよ。この条約じょうやくだっておなじ
だよ。

第51条 ちょっと待って…は、ちょっと待って！
この条約のここんこ「ちょっと待って」っていう国のちょっと待っての
内容は、ぜんぶの国にもしらせるよ。ちょっと待ってはしんちょうに。

第52条 やあ〜めた、もいえるよ。
「子どもの権利条約」なんていらぬやい、やあ〜めた。なんてこともた
しかにできるよ。(とつてもいやなことだけど)

第53条 てがみは国連事務総長まで。
この条約のやくそくができるなら、そのおてがみは国連事務総長にとど
けてね。

第54条 「子どもの権利条約」って、6つのコトバでかいたんだ。
アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語でかいたよ。
あとは、じぶんたちのコトバにやくしてね。

ぼくたちがこのことを守りますって証拠に、ぼくたちはここに名前をしるします。

1993年4月3日

ちびすけランド共和国

(Republic of Chibisukeland)

第5代 大統領

新谷 素人

// 副大統領

佐藤 史

// 副大統領

八木橋 大輔

共和国会議委員

小坂 忠広

//

工藤 育夫

//

藤田 覚子

//

山田 純子

//

小向 いずみ

